

表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、下島自治会に関係する活動並びにスポーツ振興発展に寄与、顕著な功績に対し、表彰することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰は次の各号いずれかに該当するものについて行う。

- (1) 自治会功勞 自治会三役及び部長の職に2年以上在籍した者。
- (2) 教育功勞 教育・文化・スポーツに功績のあった者。
- (3) その他功勞 前各号に掲げるもののほか、特に自治会長が必要と認めた者。
- (4) 各項の表彰は一回限りとする。

(表彰方法)

第3条 表彰は、賞状及び記念品を添え行う。

- (1) 自治会三役及び部長の職に1期2年在職した者には賞状及び記念品を贈呈するものとする。
- (2) 自治会三役及び部長の職に2期4年以上在籍した者には賞状及び記念品を贈呈するものとする。
- (3) 第2条の(2)から(3)に掲げる他の者についても第3条の(1)から(2)を適用し賞状及び記念品を贈呈するものとする。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げた記念品については別に定める。

(審査)

第4条 表彰を公正且つ適切に行うために、表彰審査会(以下「審査会」という)をおく。

- (1) 審査会は、委員として三役・部長を以って構成する。
- (2) 前項のほか必要ある場合、自治会長は、関係諸団体の長並びに学識経験者を参考人とし、参加要請する事もできる。

(表彰時期)

第5条 表彰は、原則として年度末総会において行う。

(その他)

第6条 この規定に定めてある以外の事項については、三役・部長会において定める。

付 則

- 1、この規定は、平成20年3月1日から施行する。
- 2、一部改正、平成27年4月1日から施行する。